

別表の改正のうち金額に変更がない箇所を網かけとした。

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例新旧対照表

改正案				現 行			
(流水占用料等の額等)				(流水占用料等の額等)			
第2条 省略				第2条 省略			
2 流水占用料等の額の算定方法は、次のとおりとする。				2 流水占用料等の額の算定方法は、次のとおりとする。			
(1) 占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。この場合において、土地の占用期間が1か月未満である場合の土地占用料の額は、1か月として計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。				(1) 占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。			
(2)～(4) 省略				(2)～(4) 省略			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	種別	単位	金額	区分	種別	単位	金額
流水占用料(1年につき)	鉱工業用水	毎秒1リットル	4,330円	流水占用料(1年につき)	鉱工業用水	毎秒1リットル	4,260円
土地占用料(1年につき)	農地	1平方メートル	18円	土地占用料(1年につき)	農地	1平方メートル	21円
	宅地(敷地通路等)	1平方メートル	営利用 250円		宅地(敷地通路等)	1平方メートル	営利用 250円
			非営利用 140円				非営利用 140円
	第1種電柱	1本	510円		第1種電柱	1本	440円
	第2種電柱	1本	790円		第2種電柱	1本	680円
	第3種電柱	1本	1,100円		第3種電柱	1本	920円
	第1種電話柱	1本	460円		第1種電話柱	1本	400円
	第2種電話柱	1本	730円		第2種電話柱	1本	630円
	第3種電話柱	1本	1,000円		第3種電話柱	1本	870円
	その他の柱類	1本	46円		その他の柱類	1本	40円
	公衆電話所	1個	910円		公衆電話所	1個	790円
	鉄塔敷	1平方メートル	910円		鉄塔敷	1平方メートル	790円
諸管埋設	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	19円	諸管埋設	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	17円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	27円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	24円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	41円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	36円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	55円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	82円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	71円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	110円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	95円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル	1メートル	190円		外径が0.4メートル以上0.7メートル	1メートル	170円

	ル未満のもの		
	外径が0.7メートル	1メートル	270円
	ル以上1メートル		
	未満のもの		
	外径が1メートル	1メートル	550円
	以上のもの		
宅地(用途廃止申請物件)	1平方メートル	営利用	660円
		非営利用	380円
日除け	1平方メートル	営利用	250円
		非営利用	140円
上空通路	1平方メートル		
看板	1平方メートル		
その他の工作物	1平方メートル		
その他		その都度市長が定める単位及び額	
省略			
備考 省略			

	ル未満のもの		
	外径が0.7メートル	1メートル	240円
	ル以上1メートル		
	未満のもの		
	外径が1メートル	1メートル	470円
	以上のもの		
宅地(用途廃止申請物件)	1平方メートル	営利用	670円
		非営利用	390円
日除け	1平方メートル	営利用	250円
		非営利用	140円
上空通路	1平方メートル		
看板	1平方メートル		
その他の工作物	1平方メートル		
その他		その都度市長が定める単位及び額	
省略			
備考 省略			